

第35期 定時株主総会 招集ご通知



開催概要

- 日 時
平成28年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）
- 場 所
東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階
ベルサール九段
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 議決権行使書用紙又はインターネット等による議決権行使期限
平成28年6月27日（月曜日）
午後5時20分
※詳細は3～4ページをご覧ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

日本アジア投資株式会社
証券コード 8518

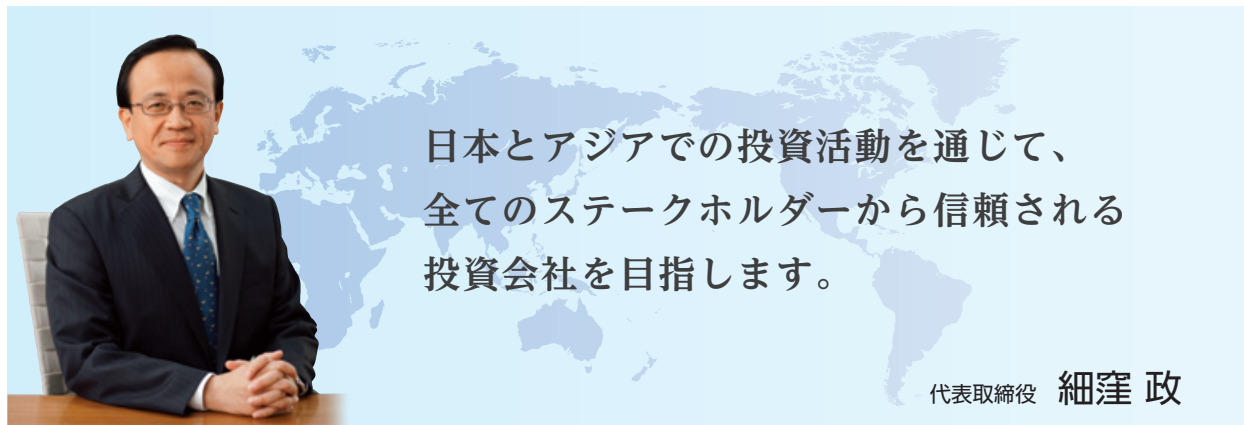
目 次

株主の皆さまへ（トップメッセージ）	1
議決権行使についてのご案内	3
招集ご通知	5
株主総会参考書類	7
事業報告	10
連結計算書類・計算書類	34
監査報告	40
株主の皆さまへ（特集）	44

本株主総会の決議結果につきましては、決議通知の送付はせず、株主総会終了後、当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載させていただきます。

株主の皆さまへ

Top Message トップメッセージ



株主の皆さまにおかれましては、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。ここに、第35期のご報告を申し上げます。

第35期の実績

7億円の最終黒字を達成

第35期は、景気や株式相場の不透明感が増す中、大型の売却案件がなかったため33%の減収となりました。しかしながら、上場した投資先企業の株式の売却や、未上場の投資先企業を支援してその価値を上げて売却することで、利益を積み上げました。また、営業投資資産の入れ替えが進んだため評価損も減少し、一定の投資利益を確保することができました。

加えて、海外で運用するファンドからの受取配当金が発生したため、最終利益は7億円の黒字を

達成しました。しかしながら、過年度の損失を補うには至らず、誠に遺憾ながら当期の配当は見送らせていただきます。

2ファンド52億円の設立を実現

近年の投資活動が実を結び、2ファンドの設立を実現しました。1つは、国内のベンチャー企業向けファンドです。当社が近年投資した企業の将来性が国内大手金融機関に評価され、設立に至りました。もう1つは、メガソーラー投資向けです。当社、リニューアブル・ジャパン（株）、（株）あおぞら銀行が共同で運営するファンドであり、三菱UFJリース（株）からも出資を得ました。

Top Message トップメッセージ

香港の有力投資グループと提携

また、香港を代表する投資グループである「**First Easternグループ**」⇒特集1 P.44 と資本業務提携を行い、有力なパートナーを獲得しました。

第36期の計画

2期連続黒字を目指して

第36期も、引き続き、投資先企業の支援を強化してその企業価値を上げ売却することで、未上場の投資先企業を中心に売却益の獲得を目指します。

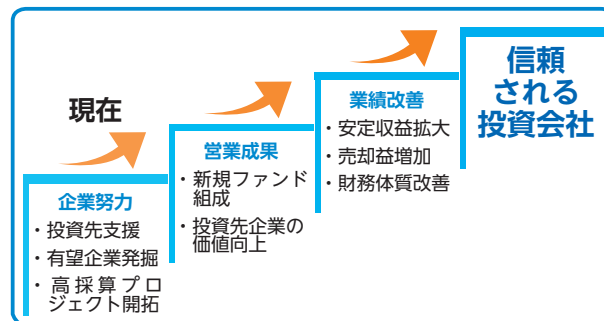
新規の投資実行については、**有望な企業を開拓**⇒特集2 P.45 し、新規ファンドの組成を目指します。投資領域は、ベンチャー投資に限定せず、グロスや小型バイアウトに拡大していきます。

また、First Easternグループと連携して、国内及び中国で大型ファンドの組成を目指します。

再生可能エネルギーへの投資は、さらに規模を拡大します。その上で、売電収入を源泉とした安定収益だけでなく、プロジェクトの一部売却により、**早期に収益化する機会も追求**⇒特集3 P.46 します。

このような施策を通じて、2期連続の黒字を目指してまいります。

将来に向けて



目指す姿

投資先企業の事業進捗を支援するとともに、有望企業への投資を行い、将来の収益の源泉となる投資先企業の企業価値を増大すべく注力致します。

こうして獲得した売却収入を基に借入金を返済し、また、利益を積み上げて資本を増強することで、健全な財務体質を確立してまいります。

加えて、新規ファンド組成の実現や再生可能エネルギー投資事業等の拡大を進め、安定収益で経費をカバーすることを目指します。

このように収益基盤や財務体質を改善し、全てのステークホルダーから信頼される投資会社を目指します。株主の皆さまにおかれましては、引き続き一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は次の3つの方法によりご行使いただくことができます。

1

出席



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日 時

**平成28年 6 月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前 9 時）**

場 所

住友不動産九段ビル 3 階 ベルサール九段
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

2

郵 送



同封の議決権行使書用紙に**議案に対する賛否をご表示の上、
行使期限までに到着するようにご返送**ください。

行使期限

**平成28年 6 月27日（月曜日）
午後 5 時20分到着分まで**

早期投函のお願い：行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。
お早めにご投函ください。

3

インター
ネット



議決権行使サイト (<http://www.evotage.jp/>) にアクセスし、
同封の議決権行使書用紙に記載された「ログインID」
及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否
をご入力ください。スマートフォン・携帯電話からもご利用できます。

行使期限

**平成28年 6 月27日（月曜日）
午後 5 時20分まで**

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

電話 0120-173-027 (受付時間 平日 9:00~21:00、通話料無料)

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。

なお、ご不明な点等は、3ページに記載のヘルプデスクへお問い合わせください。

1 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- ② パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク(株)の商標、登録商標又はサービス名です。

2 議決権行使の方法について

- ① 議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従つて賛否をご入力ください。
- ② 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ① インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と致します。
- ② インターネットによつて複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。

4 その他

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

株 主 各 位

証券コード 8518
平成28年6月8日

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

日本アジア投資株式会社

代表取締役 **細窪 政**

第35期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第35期定時株主総会を下記のとおり開催致しますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年6月27日（月曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotepj.com>）より議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	平成28年6月28日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2 場 所	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第35期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第35期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 招集にあたっての決定事項	3ページ及び4ページの議決権行使についてのご案内をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知提供書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表なお、上記の当社ウェブサイトに掲載している連結注記表及び個別注記表は、本株主総会招集ご通知提供書面に記載の各書類と合わせて、会計監査人及び監査等委員会が監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.jaic-vc.co.jp/>）に掲載致しますのでご了承ください。

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（2名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、業務推進体制の強化のため1名増員し、取締役3名の選任をお願いするものがあります。

本議案について監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。また、第35期（平成27年4月1日から平成28年3月31日）の監査等委員でない取締役の報酬等についても検討がなされた結果、報酬の水準及び報酬体系に異論はございませんでした。なお、監査等委員会から、今後の報酬体系について、企業価値の最大化に向けた意欲をより高めるために、監査等委員でない取締役の成果に応じた変動報酬の割合を高めてはどうかとの提案がありましたので、当社は、本株主総会終了後に取締役の報酬体系を見直す予定であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	ほそくぼ おさむ 細達 政 (昭和36年2月3日生)	昭和58年 4月 日本信託銀行㈱（現三菱UFJ信託銀行㈱）入社 平成 元年 7月 当社入社 平成 3年 3月 同 マニラ駐在員事務所長 平成10年 4月 同 シンガポール駐在員事務所長 平成13年 4月 同 名古屋支店長 平成17年 4月 同 執行役員 平成19年 6月 同 取締役営業企画業務管掌兼海外業務副管掌 平成20年 6月 同 取締役コーポレートオフィスグループ管掌 平成21年 6月 同 取締役コーポレートオフィス／グローバル投資グループ管掌 平成21年 7月 日亜投資諮詢（上海）有限公司（JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO.,LTD.） 董事長 平成23年 2月 当社 取締役中国総支配人 平成24年 2月 同 取締役投資統括部管掌 平成24年 6月 同 代表取締役投資統括部管掌 平成25年 4月 同 代表取締役投資グループ管掌 平成27年 4月 同 代表取締役投資グループ／投資企画グループ管掌 平成28年 4月 同 代表取締役 (現在に至る)	4,300株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	しもむら てつろう 下村 哲朗 (昭和30年5月26日生)	昭和53年 4月 (株)東京銀行（現(株)三菱東京UFJ銀行）入行 平成16年 4月 同行 横浜駅前支社長 平成18年 1月 同行 アジア本部中国部長 平成20年 2月 当社入社 平成20年 7月 同 執行役員 海外業務中華圏担当兼財務担当 平成21年 4月 同 執行役員財務グループ担当 平成21年 6月 同 取締役財務／ポートフォリオ管理／RM(リレーションマネジメント) グループ管掌 平成23年10月 同 常務取締役経営管理本部長 平成24年 2月 同 常務取締役経営管理部、人事部管掌 平成24年 6月 同 常務取締役経営企画管理部・人事部管掌、投資統括部副管掌 平成25年 4月 同 常務取締役管理グループ／企画グループ管掌 平成27年 4月 同 常務取締役管理グループ／新エネルギー投資グループ管掌 平成28年 4月 同 常務取締役管理グループ／新エネルギー投資グループ／投資企画グループ管掌 (現在に至る)	900株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	しもむら せいいちろう 志村 誠一郎 (昭和24年10月16日生)	昭和47年 4月 石川島播磨重工業(株)（現(株)IHI）入社 平成 元年 3月 日本エンタープライズディベロップメント(株)入社 平成11年 4月 安田企業投資(株) 取締役投資本部長 平成17年 6月 同 常務取締役投資本部長 平成19年 9月 新光証券(株)（現みずほ証券(株)）入社 平成20年 2月 ネオステラ・キャピタル(株) 常務執行役員 平成22年 7月 (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役 （現任） 平成26年 2月 当社入社 投資グループ部長 平成27年 4月 同 執行役員 投資グループ担当 (現在に至る) (重要な兼職の状況) (株)ヨシムラ・フード・ホールディングス 社外監査役	一株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第2号議案

補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
くどう けん 工藤 研 （昭和40年4月23日生）	平成 8年 4月 江守・川森・渥美法律事務所入所 平成12年12月 東京グリーン法律事務所開設 ジュニアパートナー（現任） 平成18年 4月 当社 社外監査役 平成27年 6月 当社 補欠監査等委員（現任） （現在に至る）	一株

- （注）
1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 東京グリーン法律事務所と当社との間には契約関係はありません。
 3. 工藤研氏は、監査等委員候補者（社外取締役候補者）であります。
 4. 工藤研氏を監査等委員候補者（社外取締役候補者）とした理由は、当該候補者が過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した事実はございませんが、企業法務に精通し、弁護士の立場から法律分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適法性を確保するための助言・提言を望めるためであります。
 5. 当社は、工藤研氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく監査等委員である取締役の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。

以上

提供書面

事業報告（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

1 企業集団の現況**(1) 当事業年度の事業の状況****① 事業の経過及び成果**

当連結会計年度（平成27年4月1日～平成28年3月31日）の日本経済は、政府の経済政策や日銀のマイナス金利政策を背景に緩やかな回復基調にありながらも、海外経済の不透明感の影響により足元では弱含みつつあります。株式市況においては、平成28年の年明け以降調整局面が続いております。

当社グループの事業に関連の深い中国においても、経済成長鈍化やそれ以前の急速な株価上昇の反動により、株式市場は平成27年6月以降大幅な下落傾向にあります。

そのような環境のもと、当連結会計年度において当社は、業績回復と財務体質の改善を目的として、香港を代表する投資グループでありグローバルなネットワークを有するFirst Eastern (Holdings) Limited（以下「First Eastern」）と、大型ファンドの組成と投資活動を共同で行うことを目的とした資本業務提携を行いました。

これに伴い、当社は、First Easternグループが保有していた当社に対する金銭債権と交換で、取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債835百万円を発行致しました。その後平成28年2月には、当該新株予約権付社債は452円の転換価額にて当社普通株式に転換され、平成28年3月末現在、First Easternグループは当社の議決権を約11%保有する筆頭株主となっております。

また、当連結会計年度における当社グループの事業の経過及び成果は下記のようにになりました。

イ. ファンドの状況

当連結会計年度末における当社グループが管理、運用又は投資情報の提供を行っているファンドの運用残高は、満期を迎えたファンドについて着実に清算を進めた結果、前連結会計年度末から減少し、17ファンド、39,335百万円（前連結会計年度末21ファンド、43,897百万円）となりました。

投資事業組合等運営報酬については、ファンド運用残高の減少に伴い前連結会計年度に比べ管理運営報酬等は減少した一方、成功報酬が増加したため、その合計は548百万円（前連結会計年度比 47.9%増）と前連結会計年度に比べ増加しました。

既存ファンドの運用残高や管理報酬は減少傾向にあるため、当社ではファンドの新規組成に注力しています。その成果として平成28年2月に、メガソーラープロジェクトを投資対象とする32億円のファンド「RJAエナジー投資事業有限責任組合」、及び、国内ベンチャー企業を主な投資対象とする20億円のファンド「JAIC企業育成投資事業有限責任組合」の設立を実現致しました。

ロ. 投資実行の状況

当社は、日本とアジアに跨る総合的投資会社として、両地域において成長企業に投資をしております。投資対象とする業種は、環境・エネルギー、医療・介護、バイオ・ヘルスケア、IT・インターネット関連等多岐にわたります。当連結会計年度は、中国で日本企業との提携により介護事業を営む会社や、国内においては、創薬ベンチャー企業や、再生可能エネルギー関連企業、アプリやインターネット関連の企業などに投資を致しました。

また、各投資先企業に対しては、当社の持つ様々なリソースやネットワークを活用し、投資先企業と一体となってその事業拡大に取り組んでおります。具体的には、売り上げ拡大のための顧客候補や新規販路候補に対する交渉支援、事業提携候補先の紹介による新規事業拡大や海外進出支援、新規の資金調達やM&Aの交渉支援などを行っています。

メガソーラー投資事業については、平成28年3月末時点において、当社が投資しているプロジェクトのうち売電中のものが6件20.0MW、建設中のものが8件56.2MWとなり、企画中の案件も含めたプロジェクトの合計は26件100.0MWとなっております。

以上の結果、国内外全体ではメガソーラープロジェクトへの投資も含め、当連結会計年度の当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドからの投資実行額は、35社、4,093百万円（前連結会計年度比50.0%増）となりました。当社グループの自己勘定及び当社グループが管理運営するファンドの投資残高については、投資回収が進捗したため前連結会計年度末から減少し、当連結会計年度末において223社、18,783百万円（前連結会計年度末 249社、19,722百万円）となりました。

八. IPO（新規上場）と投資損益の状況

当連結会計年度において、当社グループの投資先企業の中からIPOを果たした企業は、上場企業との株式交換（海外2社）を含め国内6社、海外2社、合計8社（前連結会計年度 国内4社、海外1社、合計5社）と前連結会計年度から増加致しました。加えて、既に上場済みの投資先についても各社の株価の値動きを見極めつつ株式の売却を進め、一定の売却高や実現キャピタルゲインを確保致しました。

また、当社は、IPO以外の売却機会を作り出すことに積極的に取り組んでおります。例えば、前連結会計年度には株式会社ヘルシーサービスのM&Aによる売却を実現致しました。当連結会計年度においても、中国において、環境関連の投資先企業と中国上場企業とのM&Aやバイオ関連企業の第三者への売却を実現しております。

しかしながら、IPOも未上場企業の売却も前連結会計年度に比べ小規模の案件であったため、営業投資有価証券の売却高は前連結会計年度から減少し、3,485百万円（前連結会計年度比44.0%減）、売却益である実現キャピタルゲインは1,457百万円（前連結会計年度比55.2%減）となりました。

評価損・引当繰入額については、リスクの低い営業投資資産への入れ替えが進んでいるため、前連結会計年度から減少しております。その内訳を見ると、前連結会計年度は株式会社白元に対し評価損839百万円を計上したため評価損の金額が多額となりましたが、当連結会計年度では投資先企業に大型の経営破綻等の特殊要因が発生しなかったため、営業投資有価証券評価損は13百万円（前連結会計年度比98.8%減）と前連結会計年度に比べ大幅に減少致しました。他方、投資損失引当金繰入額は、近く満期を迎えるファンドの投資先に対する計上額が発生したため、前連結会計年度から増加し950百万円（前連結会計年度比39.5%増）となりました。

以上の結果、実現キャピタルゲインから営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額を差し引いた後の投資利益は493百万円（前連結会計年度比66.2%減）と、前連結会計年度から減少致しました。

二. 販売費及び一般管理費、その他の状況

販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べ増加し1,621百万円（前連結会計年度比18.5%増）となりました。当連結会計年度における特殊要因として、当社が出資するファンドから当該ファンドを運営する会社向けに支払った支払成功報酬379百万円が組合持分経費として計上されております。なお、当該支払成功報酬を除いた場合には、販売費及び一般管理費の合計額は前連結会計年度から減少し1,241百万円（前連結会計年度比9.3%減）となっております。

営業外収益、営業外費用の主な内訳は、投資有価証券に該当するファンドなどからの受取配当金700百万円が発生致しました。また、借入金に対する支払利息は413百万円となりました。

特別損益については、投資有価証券売却益61百万円、投資有価証券に該当するファンドからの償還益84百万円、及び、関係会社に該当するファンド等の清算益110百万円等を特別利益に計上致しました。また、関係会社の売却により見込まれる損失に対して、関係会社整理損失引当金繰入額128百万円等を特別損失に計上致しました。

非支配株主に帰属する当期純損益については、主に、連結子会社に該当するファンドの損益のうち、当社グループ以外のファンド出資者に帰属する部分が計上されています。当連結会計年度においては、当社グループ以外のファンド出資者の存在する連結子会社に該当するファンドにおいて損失が発生したため、238百万円の損失（前連結会計年度 880百万円の利益）となりました。

上記の結果、営業収益は4,596百万円（前連結会計年度比33.7%減）、営業損失123百万円（前連結会計年度営業利益533百万円）、経常利益335百万円（前連結会計年度比13.8%減）、親会社株主に帰属する当期純利益707百万円（前連結会計年度 親会社株主に帰属する当期純損失731百万円）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、過年度の累積損失を補填するには至らず配当原資を確保することができなかったため、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただく所存です。

ホ. 借入金の状況

当連結会計年度末の借入金とリース債務の残高は合計で19,656百万円（前連結会計年度末21,771百万円）となりました。このうち、当社単体の金融機関からの借入額が16,910百万円（前連結会計年度末20,193百万円）、メガソーラー投資事業のプロジェクトファイナンス等によるSPCの借入金やリース債務の残高が2,746百万円（前連結会計年度末1,577百万円）であります。

当社単体の借入金については、First Eastern との資本業務提携に伴い835百万円が取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債と交換されて減少したほか、当連結会計年度に2,448百万円の返済を実施し、着実にその残高を圧縮しております。加えて、平成28年4月末には2,050百万円の借入金を追加で返済し、その残高は14,860百万円となっております。

なお、平成28年3月31日現在の借入金残高のうち16,910百万円（平成28年4月末現在の残高14,860百万円）の返済計画の期限が平成28年7月29日に到来するに当たり、新たな返済計画について全取引金融機関と協議中であります。この新たな返済計画は、返済期限を平成29年7月31日としており、これまでと同様に、最低返済額を定めていますが財務制限条項は付しておりません。

へ. 自己資本の状況

自己資本については、前連結会計年度末から増加し4,563百万円（前連結会計年度末2,957百万円）となりました。為替や株価の変動によりその他の包括利益累計額合計が減少した一方、親会社株主に帰属する当期純利益707百万円を計上致しました。加えて、First Easternグループが取得条項付第1回無担保転換社債型新株予約権付社債を転換したことや、行使価額修正条項付新株予約権の行使が発生したため、資本金や資本剰余金が増加致しました。

② 設備投資の状況

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

メガソーラー投資事業向けの資金を調達するため、前連結会計年度において、バークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予約権を発行致しました。当連結会計年度中に新株予約権残数14,742個が全て行使され、合計で915百万円を調達しております。

また、First Easternとの業務提携の一つとして設立を協議中のファンドに対する拠出資金を調達するため、平成27年12月に、バークレイズ・バンク・ピーエルシーを割当先として行使価額修正条項付新株予約権16,877個を発行致しました。その後平成28年3月末までに6,517個（新株予約権総数の38.6%）が行使され、合計で184百万円を調達しております。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

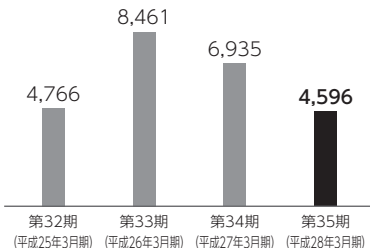
特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

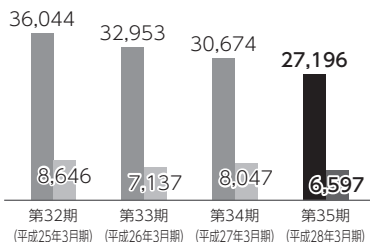
特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

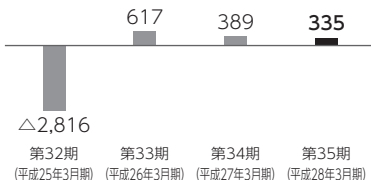
営業収益 (単位：百万円)



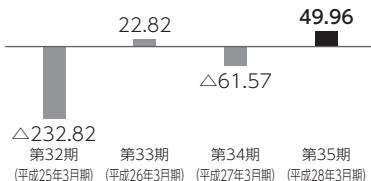
総資産/純資産 (単位：百万円)



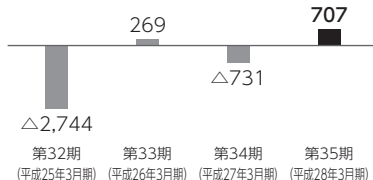
経常利益又は経常損失 (単位：百万円)



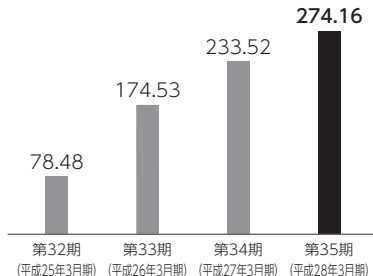
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (単位：円)



親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失 (単位：百万円)



1株当たり純資産 (単位：円)



		第32期 (平成25年3月期)	第33期 (平成26年3月期)	第34期 (平成27年3月期)	第35期 (当連結会計年度) (平成28年3月期)
営業収益	(百万円)	4,766	8,461	6,935	4,596
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△2,816	617	389	335
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	△2,744	269	△731	707
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△232.82	22.82	△61.57	49.96
総資産	(百万円)	36,044	32,953	30,674	27,196
純資産	(百万円)	8,646	7,137	8,047	6,597
1株当たり純資産	(円)	78.48	174.53	233.52	274.16

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により計算しております。
2. 平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失、及び、1株当たり純資産は、第32期（平成25年3月期）の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、算定しております。
3. 「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等の適用により、当連結会計年度より「当期純利益又は当期純損失」の科目表示を「親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失」に変更しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (平成28年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ジャイク事務サービス株式会社	10百万円	100%	当社グループが業務執行を行う投資事業組合等の管理事務
JAICシードキャピタル株式会社	40百万円	100%	シード投資に特化した投資事業及び投資先企業に対する経営支援活動
日亜投資諮詢（上海）有限公司 (JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.)	3百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
蘇州日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民币元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
瀋陽日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民币元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
日亜（天津）創業投資管理有限公司	2百万中国人民币元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
投資事業組合等19ファンド	－	－	投資業務

(注) 1. 投資事業組合等につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 平成18年9月8日公表 実務対応報告第20号）の適用に伴い、連結子会社となっております。

(注) 2. 資本金や純資産が一定額以上の子会社又は人員が駐在する子会社であり、かつ、継続保有方針である会社を重要な子会社として記載しております。

(注) 3. JAIC ASIA HOLDINGS PTE. LTD.は当連結会計年度中に減資を行ったため、また、JAIC INTERNATIONAL (HONG KONG) CO., LTD.は売却手続き中のため、重要な子会社に該当しなくなっております。

(注) 4. 当連結会計年度中に日亜（天津）創業投資管理有限公司の持分の追加取得を行ったため、同社は100%子会社となっております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、今後の中長期的な経営戦略及び対処すべき課題について以下のように考えております。

①プライベートエクイティ投資事業

イ. 外部環境の認識

昨今では事業会社系のベンチャーキャピタル（CVC）が続々と設立され、当社のような独立系のベンチャーキャピタルにとっては大きな脅威となっています。CVCは、一般に事業会社が本業との事業シナジーを求めて設立及び運営することが多く、大きな資金力と投資後の強固な事業支援体制を武器に大きな広がりを見せています。このようなCVCとの差別化を図るため、当社としては、永年の経験により蓄積された投資先への上場支援に加え、広いネットワークを活用した海外展開支援や営業支援が重要であると考えています。

ロ. First Eastern (Holdings) Limited (First Eastern) との資本業務提携

上記イ. の課題を解決すべく、当社は、平成27年12月にFirst Easternとの資本業務提携を行いました。今後は、業務提携の具体的な成果を示すべく鋭意努力してまいります。その一つとして、First Easternの持つ投資実行・ファンド設立実績や、高い知名度・信用力、グローバルなネットワークを活用し、投資先の支援体制の強化や当社単独では難しい大型ファンドの設立を目指します。

中華圏での新規のファンド設立についても、First Easternとの共同事業を中心に行ってまいります。First Easternが中国内で保有する政府や大手企業とのネットワークを活用し、中国内の投資家からファンドを募集する方針です。

ハ. 国内ベンチャーキャピタル投資

国内のベンチャーキャピタル投資においても、ファンドのパートナーなど社外のリソースを有効活用しながら、投資先企業に対し海外展開支援や営業支援を行ってまいります。特に、リードインベスターとして積極的に成長支援を行うべき投資先を厳選するとともに、そのような企業に対しては一定のまとまった金額の投資を行うことに加え、追加の成長資金の投資についても積極的に行うことで、その企業価値を増大させてまいります。

今後は、そのような厳選集中投資のための投資資金を確保するため、新規ファンドを設立することが喫緊の課題であると認識しております。そこで、厳選した有望な企業への投資実績をもって、当社の投資開拓能力をファンドの投資家にアピールし、新規ファンドの組成に繋げてまいります。また、投資対象については、企業ステージや業種を特化せず、ファンド毎に出資者のニーズに合わせて設定します。また、投資領域についてもベンチャー投資だけに限定せず、新興市場の上場企業に対するグロース投資や小型のバイアウト投資へと投資領域を拡大することを検討してまいります。

このように新規ファンドを設立することで、中長期で支援する有望企業への投資を行うほか、平成28年2月に設立した「JAIC企業育成投資事業有限責任組合」では、投資後3年程度と比較的短期間での売却益を獲得すべく、満期が近い同業他社の運営するファンドのポートフォリオを買い取ることも行ってまいります。また、グロース投資や小型のバイアウト投資については、個別投資案件単位でターゲットファンドを設立するなどにより、他の投資家の資金を活用した投資を目指してまいります。

②再生可能エネルギー投資事業

イ. 外部環境の認識

メガソーラープロジェクトについては、買い取り価格の引き下げが続く中で業者間の競争が進んでおり、当社のようにプロジェクトを進めるための資金調達力があり、発電所の完成・運営実績がある企業の競争優位性が高まっています。その結果、当社にとって、相対的に高い買い取り価格（32円/kWh以上）の高採算プロジェクトへの投資機会が継続しているものと考えています。他方で、メガソーラープロジェクトを投資対象とする上場REITが設立されるなど、投資したプロジェクトを継続的に保有するだけでなく途中で売買するための制度基盤が整備されつつあります。

また、再生可能エネルギー全般については、政府の政策による望ましい電源構成として再生可能エネルギーの規模拡大が指示されており、引き続き市場の拡大が見込まれます。

ロ. メガソーラープロジェクト

上記②イ. の様な外部環境の変化を受けて、当社は、メガソーラープロジェクトへの投資の位置付けを見直しました。従来は中長期的な安定収益を補うための施策という位置付けでしたが、今後は中長期的な安定収益に加え、短期的な収益への貢献を期待し、さらに事業規模を拡大してまいります。

具体的には、売電収入を基にした中長期的な安定収益を獲得するために一定規模の投資を継続すると同時に、一部のプロジェクトについてはREITなどへの売却によって売却益を獲得することを目指します。そのためには、高採算プロジェクトへの投資機会の発掘と売却益獲得のための売却交渉が、今後の課題と認識しております。

ハ. その他の再生可能エネルギープロジェクト

その他（風力、バイオマス、水力、地熱等）のプロジェクトについては、試験的な投資を行い、中長期的な事業化を目指してまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年3月31日現在)

日本とアジアに跨る総合的な投資会社として、投資業務及び投資事業組合等ファンドの管理運営を主な業務としております。また、投資業務に付随する情報提供及びコンサルティング業務等を行っております。

投資業務には、日本を含むアジア地域におけるベンチャー企業や中堅・中小企業等を中心とした成長力豊かな企業へ投資し、育成・支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、当該投資資産の売却によるキャピタルゲインを得ることを目的としたプライベートエクイティ投資と、メガソーラー発電などの再生可能エネルギープロジェクトへ投資し、売電収入を源泉とした安定収益やプロジェクトの売却益を得ることを目的とした投資があります。

(6) 主要な営業所 (平成28年3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

国内拠点 当社

西日本オフィス (大阪府大阪市)

ジャイク事務サービス株式会社 (東京都千代田区)

JAICシードキャピタル株式会社 (東京都千代田区)

海外拠点 日亜投資諮詢 (上海) 有限公司 (中国上海市)

(JAPAN ASIA INVESTMENT (CHINA) CO., LTD.)

蘇州日亜創業投資管理有限公司 (中国蘇州市)

日亜 (天津) 創業投資管理有限公司 (中国天津市)

瀋陽日亜創業投資管理有限公司 (中国瀋陽市)

(注) 休眠中の拠点及び売却手続き中の拠点は記載しておりません。

(7) 使用人の状況 (平成28年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
43名	2名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	2名減	46歳3ヶ月	10年2ヶ月

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 上記以外に他会社への出向社員が9名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱東京UFJ銀行	3,770
農林中央金庫	1,030
信金中央金庫	908
株式会社みずほ銀行	817
株式会社池田泉州銀行	734

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (平成28年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 37,536,200株

② 発行済株式の総数 16,848,392株

(注) 発行可能株式総数は、平成27年10月1日付の普通株式10株につき1株の割合をもって実施した株式併合により、337,825,800株減少しております。
発行済株式の総数は、新株予約権の行使により増加した一方、平成27年10月1日付の普通株式10株につき1株の割合をもって実施した株式併合により減少し、最終的に111,903,083株減少しております。

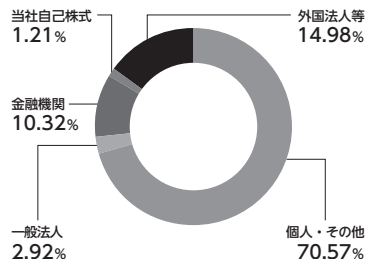
③ 株主数 10,911名

④ 主な株主の状況 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
FIRST EASTERN ASIA HOLDINGS LIMITED	1,847	11.10
日本証券金融株式会社	390	2.34
株式会社SBI証券	305	1.84
松井証券株式会社	207	1.25
株式会社三菱東京UFJ銀行	180	1.08
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)	140	0.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	137	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	136	0.82
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口3)	134	0.81
GMOクリック証券株式会社	124	0.75

(注) 1. 持株比率は、自己株式 (204,849株) を控除して算出しております。
2. 当社の自己株式は、上記表に含めておりません。

所有者別の株式保有比率



(2) 新株予約権等の状況

① 当該事業年度末日における新株予約権等の状況

	2011年7月新株予約権 (インセンティブ型ストック・オプション) (平成23年7月11日発行)
発行決議日	平成23年6月24日
新株予約権の数	70個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 7,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり 91,000円 (1株当たり 910円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 910円 1株当たりの資本組入額 455円 (注)
権利行使期間	平成25年7月12日から 平成28年7月11日まで
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができる。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することができない。 ②次の各号に該当する場合、新株予約権者は新株予約権者としての地位を喪失し、新株予約権を行使することはできないものとする。 (a)新株予約権者が、当社の取締役、監査役もしくは従業員のいずれでもなくなった場合。ただし、当社を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由がある場合はこの限りではない。 (b)新株予約権者が、禁固以上の刑に処せられた場合。 ③その他の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割り当てを受けた者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格910円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格910円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額550円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は730円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年3月11日発行)	
発行決議日	平成26年2月24日	
新株予約権の数	137個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	13,700株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 1円 (注)
権利行使期間	平成26年3月12日から 平成56年3月11日まで	
新株予約権の主な行使条件	①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役又は上席執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。 ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。 ③その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額1,080円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は541円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成26年7月15日発行)	
発行決議日	平成26年6月30日	
新株予約権の数		72個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	7,200株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 1円 (注)
権利行使期間	平成26年7月16日から 平成56年7月15日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額890円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は446円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (平成27年7月14日発行)	
発行決議日	平成27年6月29日	
新株予約権の数		59個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき	5,900株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 1円 (注)
権利行使期間	平成27年7月15日から 平成57年7月14日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額580円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は291円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が平成27年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2015年12月新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権) (平成27年12月29日発行)
発行決議日	平成27年12月11日
新株予約権の数	当事業年度末残高 10,360個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	当事業年度末現在 普通株式1,036,000株 (新株予約権1個につき 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権発行総数16,877個の払込金額総額 3,358,523円 (新株予約権1個当たり 199円)
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）に交付株式数を乗じた額とする。 (2) 行使価額は、当初393円とする。ただし、行使価額は一定の修正又は調整がなされる。 2. 行使価額の修正 平成28年1月4日以降、行使価額は、本新株予約権の各行使請求の効力発生日の直前取引日の東証終値の90%に相当する金額に修正される。ただし、かかる計算によると修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、下限行使価額を修正後の行使価額とする。下限行使価額は275.1円とし、一定の調整がなされる。本新株予約権のいずれかの行使にあたって上記修正が行われる場合には、当社は、かかる行使の際に、当該本新株予約権者に対し、修正後の行使価額を通知する。
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
権利行使期間	平成28年 1月 4日から 平成29年12月28日まで
新株予約権の主な行使条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

(注) 本新株予約権には譲渡制限は付されていないが、割当予定先との間で締結した第三者割当契約において、割当予定先の親会社、子会社又は関連会社以外の者に対して本新株予約権を譲渡する際には当社取締役会の承認が必要である旨が定められている。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数（個）	保有者（名）
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く）	2014年3月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	137	2
	2014年7月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	72	2
	2015年7月新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）	59	2
監査等委員である取締役	－	－	－

③ 当事業年度中に使用人等に交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

当該事業年度末日において存在する新株予約権に関して、その他の重要な事項は次のとおりであります。

2015年12月新株予約権（行使価額修正条項付新株予約権）は、平成28年3月末までに6,517個（新株予約権総数の38.6％）が行使され、合計で184百万円を調達しております。

(3) 会社役員の状況

① 取締役の状況（平成28年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	細達 政	投資グループ管掌、投資企画グループ管掌
常務取締役	下村 哲朗	管理グループ管掌、新エネルギー投資グループ管掌
取締役（監査等委員長）	大森 和徳	(株)社楽パートナーズ 顧問
取締役（監査等委員）	安川 均	社外取締役
取締役（監査等委員）	沼波 正	社外取締役、損害保険ジャパン日本興亜(株) 顧問

- (注) 1. 当社は、平成27年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 取締役（監査等委員）の安川均氏及び沼波正氏は社外取締役であります。
3. 当社は、取締役（監査等委員）の安川均氏及び沼波正氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

4. 平成28年4月1日付で取締役の担当を以下のとおり変更しております。

氏名	変更前	変更後
細窪 政	投資グループ管掌、投資企画グループ管掌	—
下村 哲朗	管理グループ管掌、新エネルギー投資グループ管掌	管理グループ管掌、新エネルギー投資グループ管掌、投資企画グループ管掌

投資グループについては、執行役員の志村誠一郎が担当しております。なお、当社は、志村誠一郎を本株主総会で取締役候補者として付議しております。

5. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

6. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、各監査等委員ともに、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 事業年度中に退任した役員

当社は、平成27年6月25日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、取締役永島一広、常勤監査役金屋憲二郎、社外監査役工藤研氏、社外監査役安川均氏の4名が、任期満了により退任致しました。なお、安川均氏は同日付で監査等委員である取締役に就任しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役（監査等委員であるものを除く） （うち社外取締役）	45百万円 （－百万円）	40百万円 （－百万円）	4百万円 （－百万円）	3名 （0名）
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	15百万円 （8百万円）	15百万円 （8百万円）	—	3名 （2名）
監査役 （うち社外監査役）	4百万円 （2百万円）	4百万円 （2百万円）	—	3名 （2名）
合 計 （うち社外役員）	65百万円 （10百万円）	60百万円 （10百万円）	4百万円 （－百万円）	9名 （4名）

（注）1. 上記には、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役3名の在任中の報酬等を含めております。また、上記表中の合計に記載された人数は延べ人数であります。当社は平成27年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しており、現在の役員の員数は、取締役（監査等委員であるものを除く）2名、監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）であります。

2. 平成27年6月25日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したことに伴い、同日付で監査役を退任し取締役（監査等委員）に就任した1名の支給額と人数につきましては、監査役在任期間分は監査役に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役に含めて記載しております。

3. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 取締役の報酬限度額は、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）について年額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、取締役（監査等委員）について年額36百万円以内と決議いただいております。また、当該年額210百万円の範囲内で、平成27年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く）に対するストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権に関する報酬についても決議いただいております。
5. 監査等委員会設置会社移行前の期間においては、取締役の報酬限度額は、平成23年6月24日開催の第30期定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。また監査役の報酬限度額は、平成23年6月24日開催の第30期定時株主総会において年額36百万円以内と決議いただいております。

ロ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役沼波正氏は損害保険ジャパン日本興亜(株) 顧問であります。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

ハ. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役（監査等委員） 安川 均	当事業年度において、平成27年6月25日に監査役を退任するまでに開催された取締役会3回のうち3回、監査役会2回のうち2回に出席致しました。 また、平成27年6月25日監査等委員である取締役に就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会17回のうち17回に出席致しました。この他、取締役会の書面決議を2回行っております。当社とは異なる事業分野での企業経営の経験に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 沼波 正	平成27年6月25日就任以降、当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会17回のうち17回に出席致しました。この他、取締役会の書面決議を2回行っております。マクロ経済やグローバル経済に関する高度な専門的知識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額（百万円）
1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額（上記1.を含む。）	48

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、日亜投資諮詢（上海）有限公司（JAPAN ASIA INVESTMENT（CHINA）CO.,LTD.）、蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、及び日亜（天津）創業投資管理有限公司は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は、新日本有限責任監査法人に対して、連結決算アドバイザー業務、及び、新株予約権の発行に関する合意された手続についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

⑤ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分の内容の概要

イ. 処分対象

新日本有限責任監査法人

ロ. 処分の内容

- ・ 3ヶ月間の業務一部停止命令（契約の新規の締結に関する業務の停止）
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）
- ・ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

ハ. 処分の理由

- ・ 他社の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。
- ・ 運営が著しく不当と認められたため。

(5) 業務の適正を確保するための体制

平成28年3月末現在における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての、決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

日本とアジアでの投資活動を通じて、経済の活性化、社会問題の解決、さらには日本とアジアの経済連携拡大に貢献し、すべてのステークホルダーから信頼される投資会社となる。

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、財務諸表やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものである。

② 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信する事により、周知徹底を図る。

ロ. 管理グループ担当取締役をコンプライアンス担当取締役とする。コンプライアンス担当取締役は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

- . 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会を原則週1回開催する。経営会議は、取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が自身で業務執行の意思決定をする上で、より適切な経営判断・業務執行の決定が可能となるよう、構成員からの意見参酌を行う場とし、また、業務執行取締役から権限を委譲された執行役員を含めた情報共有の場とすることで業務執行の強化を図ることを目的とする機関であり、業務執行取締役、執行役員及び監査等委員である取締役によって構成する。投資委員会は、営業上の投融資に関する事項を決裁する機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り運営する。
- ハ. 取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ又は室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。業務執行取締役はそれぞれ組織又は業務を担当する。業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。
- 二. 業務執行取締役及び執行役員はファンドを担当する。業務執行取締役及び執行役員がその担当するファンド業務を円滑に遂行する為、経営会議にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認する事で、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負う。

④ 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会には、取締役会事務局を設置する。
- . 取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役（監査等委員であるものを含む）が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。

⑤ 当社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- イ. 組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各組織や業務を担当する取締役及び執行役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各担当取締役、各担当執行役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
- . 情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、執行役員又は各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。

ハ. 経営危機管理を体系的に規定する、経営危機管理規程を制定する。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制

子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。

ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規定その他の体制

子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用される。

ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をする。

二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。上記「②当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の対象には子会社を含む。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。

ロ. 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらから報告を受けた者は、あらかじめ定められた監査等委員会に対する報告事項について、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。

ロ. 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。

ハ. 上記イ. 及びロ. において監査等委員会に対し報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう、上記②イ. に定める「私たちの行動規範」等により、コンプライアンスの重要性や

パワーハラスメントの禁止を周知徹底する。また、コンプライアンス相談制度では、相談した者が相談をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう匿名性が確保されており、その結果は監査等委員会に報告される。

⑨ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針及び手続に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して要請を行った場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに対応する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。
- ロ. 監査等委員会は、代表取締役社長と定例会合を持つ。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記（５）の業務の適正を確保するための体制に基づいた運用を実施しております。当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

イ. コンプライアンスに関する取り組み

「私たちの行動規範」を印刷したカードを役職員に配布し、その周知徹底を図りました。また、コンプライアンス・マニュアルを改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、コンプライアンス相談制度やコンプライアンス社外通報制度を設置し、その内容を社内に通達することで活用を促しました。

ロ. リスク管理に関する取り組み

取締役会、経営会議、及び投資委員会を規定どおり開催し、業務執行に関する事項に関してその重要性や性質に基づき、適宜承認し、又は、報告を受けました。また、リスク管理に関する規程を適宜改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、リスク管理委員会を４回開催し、リスクの洗い出し及び評価、並びに、対応策の検討とその実施状況の確認を行いました。

ハ. 企業グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

子会社から予算、実績、業務遂行状況に関する報告を適宜受け、その監督を行いました。

二. 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室長を配置し、監査等委員会と毎月報告会を開催致しました。また、監査等委員会は、毎月代表取締役及びその他役員と会合を持ち、必要な報告を受け、意見を交換致しました。加えて、監査等委員会に使用人を招聘し、必要な報告を受けました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第35期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	23,109
現金及び預金	8,686
営業投資有価証券	18,076
投資損失引当金	△4,063
営業貸付金	205
その他	228
貸倒引当金	△24
固定資産	4,087
有形固定資産	1,848
建物及び構築物	20
機械及び装置	697
車両運搬具及び工具器具備品	7
土地	24
リース資産	510
建設仮勘定	587
無形固定資産	20
投資その他の資産	2,218
投資有価証券	1,847
破産更生債権等	160
その他	257
貸倒引当金	△46
資産合計	27,196

科目	第35期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	3,467
短期借入金	2,606
リース債務	30
未払費用	344
未払法人税等	60
繰延税金負債	32
賞与引当金	27
関係会社整理損失引当金	128
その他	236
固定負債	17,131
長期借入金	16,512
リース債務	507
繰延税金負債	5
退職給付に係る負債	100
その他	4
負債合計	20,599
純資産の部	
株主資本	3,778
資本金	5,268
資本剰余金	3,286
利益剰余金	△4,375
自己株式	△400
その他の包括利益累計額	784
その他有価証券評価差額金	241
為替換算調整勘定	542
新株予約権	29
非支配株主持分	2,004
純資産合計	6,597
負債純資産合計	27,196

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第35期 平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで
営業収益	4,596
営業原価	3,098
営業総利益	1,498
販売費及び一般管理費	1,621
営業損失	123
営業外収益	906
受取利息	27
受取配当金	700
為替差益	174
雑収入	5
営業外費用	448
支払利息	413
雑損失	34
経常利益	335
特別利益	259
投資有価証券売却益	61
投資有価証券償還益	84
関係会社清算益	110
その他	3
特別損失	128
関係会社整理損失引当金繰入額	128
その他	0
税金等調整前当期純利益	466
法人税、住民税及び事業税	△2
当期純利益	468
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)	△238
親会社株主に帰属する当期純利益	707

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

第35期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成27年4月1日 残高	4,299	2,415	△5,083	△410	1,221
連結会計年度中の変動額					
新株の発行 （新株予約権の行使）	969	969	-	-	1,938
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	707	-	707
自己株式の取得	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	△4	-	9	5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	△94	-	-	△94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	-	-	-	-	-
連結会計年度中の変動額合計	969	870	707	9	2,557
平成28年3月31日 残高	5,268	3,286	△4,375	△400	3,778

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替 調整 勘定	その他の包括 利益累計額合計			
平成27年4月1日 残高	572	1,163	1,736	34	5,054	8,047
連結会計年度中の変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）	-	-	-	-	-	1,938
親会社株主に帰属する当期純利益	-	-	-	-	-	707
自己株式の取得	-	-	-	-	-	△0
自己株式の処分	-	-	-	-	-	5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	-	-	-	-	-	△94
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額）	△331	△620	△951	△4	△3,050	△4,007
連結会計年度中の変動額合計	△331	△620	△951	△4	△3,050	△1,449
平成28年3月31日 残高	241	542	784	29	2,004	6,597

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第35期 平成28年3月31日現在
資産の部	
流動資産	19,245
現金及び預金	7,280
営業投資有価証券	14,420
投資損失引当金	△2,797
営業貸付金	205
未収入金	51
その他	110
貸倒引当金	△26
固定資産	2,779
有形固定資産	47
建物	18
工具、器具及び備品	4
土地	24
無形固定資産	4
その他	4
投資その他の資産	2,727
投資有価証券	1,520
関係会社株式	931
破産更生債権等	157
その他	162
貸倒引当金	△43
資産合計	22,025

科目	第35期 平成28年3月31日現在
負債の部	
流動負債	2,503
1年内返済予定の長期借入金	2,050
未払費用	104
未払法人税等	44
賞与引当金	22
繰延税金負債	32
その他	249
固定負債	14,971
長期借入金	14,860
退職給付引当金	100
繰延税金負債	10
負債合計	17,474
純資産の部	
株主資本	3,892
資本金	5,268
資本剰余金	3,380
資本準備金	1,268
その他資本剰余金	2,111
利益剰余金	△4,355
その他利益剰余金	△4,355
繰越利益剰余金	△4,355
自己株式	△400
評価・換算差額等	628
その他有価証券評価差額金	628
新株予約権	29
純資産合計	4,550
負債純資産合計	22,025

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第35期 平成27年4月 1日から 平成28年3月31日まで
営業収益	3,678
営業原価	2,510
営業総利益	1,167
販売費及び一般管理費	1,150
営業利益	16
営業外収益	1,041
受取利息	15
受取配当金	800
為替差益	219
雑収入	5
営業外費用	375
支払利息	341
雑損失	34
経常利益	681
特別利益	145
投資有価証券売却益	61
投資有価証券償還益	70
関係会社清算益	10
その他	2
特別損失	0
その他	0
税引前当期純利益	827
法人税、住民税及び事業税	3
当期純利益	824

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

第35期（平成27年4月1日から平成28年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本 剰 余 金	資本 剰 余 金 合 計	その他利益 剰 余 金	利益剰余金		
					繰越利益 剰 余 金	合 計		
平成27年4月1日 残高	4,299	299	2,115	2,415	△5,180	△5,180	△410	1,124
事業年度中の変動額								
新株の発行 (新株予約権の行使)	969	969	-	969	-	-	-	1,938
当期純利益	-	-	-	-	824	824	-	824
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	△0	△0
自己株式の処分	-	-	△4	△4	-	-	9	5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
事業年度中の変動額合計	969	969	△4	964	824	824	9	2,767
平成28年3月31日 残高	5,268	1,268	2,111	3,380	△4,355	△4,355	△400	3,892

	評価・換算差額等				新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 差 額	・ 換 算 差 額	合 計		
平成27年4月1日 残高	1,551			1,551	34	2,711
事業年度中の変動額						
新株の発行 （新株予約権の行使）	-			-	-	1,938
当期純利益	-			-	-	824
自己株式の取得	-			-	-	△0
自己株式の処分	-			-	-	5
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	△923			△923	△4	△928
事業年度中の変動額合計	△923			△923	△4	1,839
平成28年3月31日 残高	628			628	29	4,550

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	海野 隆 善 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉 田 亮 一 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年5月24日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 海野 隆 善 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 吉 田 亮 一 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第35期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第35期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年5月25日

日本アジア投資株式会社 監査等委員会

監査等委員 大森 和徳 ㊞

監査等委員 安川 均 ㊞

監査等委員 沼波 正 ㊞

(注) 監査等委員安川 均及び沼波 正は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主の皆さまへ

特集1 First Eastern グループのご紹介

大型ファンドの組成で提携

JAICは、平成27年12月に、香港を代表する投資グループであるFirst Easternグループ（FEグループ）と資本業務提携しました。

FEグループは、香港、北京、上海、ドバイ、ロンドンに拠点を持ち、アジア、欧米、中東などに約200社の投資を行った実績があります。日本では、ANAホールディングス株式会社と共同で、格安航空会社のPeach Aviation（ピーチ・アビエーション）株式会社を設立したことで有名です。また、代表者のVictor Chu（ビクター・チュウ）氏は、これまで、香港証券取引所の理事・評議員や、世界経済フォーラム（ダボス会議）理事等、数多くの要職を務めた人物です。



代表者 Mr. Victor Lap Lik Chu

当社との業務提携の内容は、FEグループの持つグローバルなネットワークや豊富な投資実績を活用し、共同で大型ファンドを組成した上で投資を行うというものです。まずは、中国や香港からの観光客によるインバウンド需要により成長が見込まれる国内企業などを投資対象とした、大型ファンドの組成を目指しています。今後は中国でも共同ファンドを設立する計画です。また、当社の投資先企業に対する事業拡大や海外展開の支援についても、今後はFEグループのグローバルなネットワークを活用することで、さらに強化する方針です。

資本提携では、新株予約権付社債の転換を経て、平成28年3月末現在、FEグループは当社の筆頭株主となっています。

会 社 名	First Eastern (Holdings) Limited
所 在 地	香港
代 表 者	Director兼Chairman Victor Lap Lik Chu
設 立	1988年
大 株 主	Victor Lap Lik Chu (90%)



特集2 JAICの投資戦略

有望企業へ積極投資

JAICは、リードインベスターとして積極的に支援する投資先を厳選し、まとまった金額の投資を行っています。今後も、追加の成長資金の投資も含めて積極的に支援し、その企業価値を増大させてまいります。

厳選した有望な企業への投資実績をもって、当社の投資開拓能力をファンドの投資家にアピールし、新規ファンドの組成に繋げる方針です。投資対象は、企業ステージや業種を特化せず、ファンド毎に出資者のニーズに合わせて設定します。また、投資領域もベンチャー投資だけに限定せず、新興市場の上場企業に対するグロース投資や小型のバイアウト投資へと拡大することを検討してまいります。

なお、前期に設立した国内ベンチャー企業向けファンドでは、投資後3年程度と比較的短期間での売却益を獲得すべく、同業他社の運営するファンドから、そのポートフォリオを買い取ることも行います。

国内の投資実行事例 ～最近投資をした主な企業～

環境・エネルギー



インターネット関連



医療・介護・バイオ・ヘルスケア

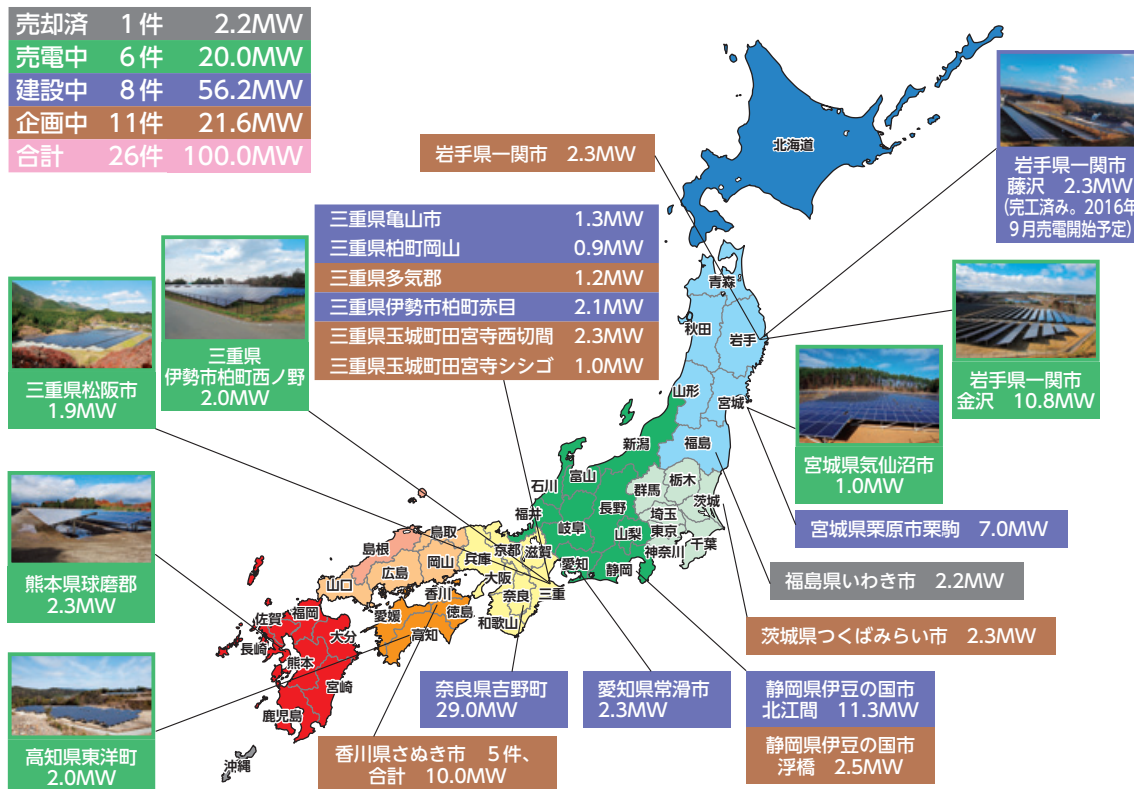


その他



特集3 再生可能エネルギー投資事業

早期の収益獲得に向けて



メガソーラープロジェクトへの投資実績は、企画中のものを含め累計100MWに達しました。一方で、上場インフラファンド市場が開設されるなど、外部環境も整備されてきています。そこで、当社はこの事業の方針を見直すこととしました。これまでは、案件を継続保有し、売電収入による中長期の安定収益を拡大する方針でした。今後は、さらに投資規模を拡大した上で一部を上場インフラファンドなどへ売却し、早期の収益機会も追求していく方針です。

株主総会会場ご案内図

〒102-0074東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段



交通のご案内

「九段下」駅「5番出口」徒歩5分(東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線)

「九段下」駅「7番出口」徒歩3分(東京メトロ東西線)

※駐車場・駐輪場はございません。公共の交通機関をご利用ください。

(定時株主総会終了後に、同じ会場で会社説明会を行います。)
(是非ともご参加いただきたくご案内申し上げます。)